（参考様式）

**令和７年度（２０２５年度）熊本県公立学校学習者用コンピュータ（Chromebook 4GBモデル）共同調達業務に関するコンソーシアム（共同体）協定書**

○○会社と△△会社とは、コンソーシアムを設立し、令和７年度（２０２５年度）熊本県公立学校学習者用コンピュータ（Chromebook 4GBモデル）共同調達業務に係る公募型プロポーザルについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 このコンソーシアムは、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 令和７年度（２０２５年度）熊本県公立学校学習者用コンピュータ（Chromebook 4GBモデル）  
共同調達業務

(2) 前号に付帯する事業

（名称）

第２条 このコンソーシアムは、○○会社・△△会社コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 コンソーシアムは、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

（構成員の住所及び名称）

第４条 コンソーシアムの構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

所在地　　○○県○○市○○町○○番地

商号又は名称　　○○会社

代表者　　○○　○○

所在地　　△△県△△市△△町△△番地

商号又は名称　　△△会社

代表者　　△△　△△

（代表者）

第５条 コンソーシアムの代表者は、○○会社の代表者（代表取締役○○）とする。

（代表者の権限）

第６条 コンソーシアムの代表者は、本業務の履行に関し、コンソーシアムを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者、監督官庁及び第三者と折衝する権限並びに請負代金の請求、受領及びコンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第７条 コンソーシアムは、運営委員会を設け、毎月１回開催するものとする。ただし、急を要する事項については、その都度開催するものとする。

２ 運営委員会は、構成員それぞれ○名をもって構成し、業務の完遂に当たるものとする。

（運営委員会の権限）

第８条 運営委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

(1) 組織及び編成並びに業務の基本に関する事項

(2) 構成員の出資の割合の決定

(3) 資金管理方法

(4) 工程の決定

(5) 再委託先企業の決定

(6) その他コンソーシアムの運営に関し必要な事項

（構成員の責任）

第９条 構成員は、本業務の履行に伴いコンソーシアムが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１０条 コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行（○○支店）とし、コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１１条 コンソーシアムは、本業務の履行完了後、決算するものとする。

（欠損金の負担）

第１２条 決算の結果欠損金を生じた場合は、第７条に基づく覚書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡制限）

第１３条 本協定書に基づく権利義務の全部又は一部を他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１４条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、コンソーシアムが本業務を終了する日までは脱退することができないものとする。

２ 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、残存構成員が本業務を完成するものとする。

３ 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わないものとする。

（構成員の除名）

第１４条の２ コンソーシアムは、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２ 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を熊本県GIGAスクール構想推進連絡協議会に通知しなければならない。

３ 第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（構成員の破産又は解散した場合の措置）

第１５条 構成員の一方が業務途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１５条の２ 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１６条 コンソーシアムが解散した後において、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

（解散の時期）

第１７条 コンソーシアムは、本業務履行完了後３箇月を経過するまでの間は、解散することはできない。

２ 本業務を請け負うことができなかったときは、コンソーシアムは、前項の規定に関わらず、令和　年　月日に解散するものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１８条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記協定の証として本書○通を作成し、構成員が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　年　月　日

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　○○　○○

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　△△　△△